

11月は うつつのみやDV根絶 強化月間

女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）および、国における女性に対する暴力をなくす運動（11月12～25日）の実施に合わせて市では、11月を「うつつのみやDV根絶強化月間」と定め、DV防止や女性の人権尊重の啓発に取り組みます。

DV根絶街頭キャンペーン
日時 11月5日(木)午後5時30分～6時、11月6日(金)午前7時45分～8時15分
会場 オリオン通り東武宇都宮百貨店側入口付近。
内容 メッセージ入りの啓発物の配布。
宇都宮タワーライトアップ
11月16日(月)～23日(月・祝)に、DV根絶の願いを込めたパープル色に、宇都宮タワーをライトアップします。
DV根絶啓発パネル展
期日・会場 11月14日(土)～20日(金)＝宇都宮市民プラザ（馬場通り4丁目、うつつの

みや表参道スクエア5階）
11月21日(土)～29日(日)＝男女共同参画推進センター（総合コミュニケーションセンター・明保野町）
内容 DV防止の啓発やD
被害者を支援する民間団体の活動などの紹介。
裁判員制度についての講座
裁判員制度は、性犯罪も対象となっています。女性の人權や性犯罪の防止について改めて考えるため、裁判員制度について学びましょう。
日時 11月26日(木)午後1時30分～3時
会場 男女共同参画推進セ

ひとりで悩まないで DVに関する相談窓口

相談窓口	電話番号	相談日時
宇都宮市配偶者暴力相談支援センター	(635)7751	火～土曜日、午前9時～午後5時
栃木県婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）	(622)8644	月～金曜日、電話＝午前9時～午後8時、来所＝午前9時～午後4時
パルティ相談室（配偶者暴力相談支援センター）	(665)7714	火～日曜日、午前9時～午後4時（第2水曜日は正午まで）

ンター。
内容 「私が裁判員に選ばれたら、裁判員制度が始まって見えてきたもの」と題した、宇都宮地方裁判所裁判官による講座。
定員 先着30人程度。託児あり（満1歳6カ月以上。要予約）。
申込 電話またはファクス・Eメールで、男女共同参画推進センター（636）4071、（636）4079、☐u18100201@city.utsunomiya.tochigi.jp。

DVについてのQ&A

Q1 DV（ドメスティック・バイオレンス）ってなんですか？

A1 DVとは、夫や恋人など親密な関係にある人から振るわれる、次のような暴力のことです。

身体的暴力 殴る、ける、物を投げる、引きずり回すなど。

精神的暴力 大声で怒鳴る、脅かす、ののしる、見下す、無視するなど。

社会的暴力 実家や兄弟、友人との付き合いを制限する、外出させないなど。

経済的暴力 生活費を渡さない、支出を細かく監視するなど。

性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やりポルノを見せるなど。

Q2 暴力を振るう人は特別な人ですか？

A2 加害者の年齢・学歴・職業などに一定の傾向はありません。職場や地域では、穏やかで真面目と思われる人が、実は家庭で暴力を振るっている場合もあります。

Q3 なぜ被害者は逃げないのですか？

A3 「逃げない」「逃げられない」背景には、さまざまな問題が存在します。

心身が傷付き、逃げる気力や体力が失われてしまう。

暴力の後に優しくされることで、「いつか相手が変わってくれるのではないか」と期待してしまう。

逃げることは、これまでの生活のすべてを捨て去ることになるので、加害者との生活を選択してしまう。

「逃げたら殺されるかもしれない」「連れ戻されてもっとひどい目にあうかもしれない」と考え、逃げることをあきらめてしまう。

Q4 子どものために我慢したほうがよいのでは？

A4 DVは子どもの心身の発達や成育過程に影響します。子どもは、両親の暴力を目の当たりにすると、心に大きな傷を負います。夫の暴力が子に及ぶことも珍しくありません。「児童虐待の防止等に関する法律」でも、児童が同居する家庭におけるDVなど、児童に著しい心理的外傷を与える行為は、児童虐待であると定義されています。

Q5 暴力を振るわれる女性にも問題があるのでは？

A5 どんな理由であれ、暴力を振るう側に責任があります。「私のほうが悪いのでは…」と思いつまむ必要はありません。

宇都宮市DV被害者生活支援給付金の申請期限は11月17日です 定額給付金を受け取ることができないDV被害者は、男女共同参画課（632）2343へご相談ください。

STAND UP! 立ち上がろう! DV根絶をめざして 第12回全国シェルターシンポジウム2009 in とちぎ 期日 11月22日(日)・23日(月・祝) 会場 県総合文化センター（本町）ほか 内容 DVをテーマにした基調講演、シンポジウム、分科会。 男女共同参画課（632）2346